

**姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更に関する  
市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について**

**1. 市民意見の提出状況**

- (1) 案件名：姫路市都市景観形成基本計画の改定・姫路市景観計画の変更
- (2) 意見募集結果：令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）
- (3) 意見提出件数：21通46件

**2. 市民意見の内容**

| 項目   | 件数         |
|--|------------|
| <b>姫路市都市景観形成基本計画及び姫路市景観計画に関するもの</b>                |            |
| 計画全体に関するもの   | 9件         |
| <b>姫路市都市景観形成基本計画に関するもの</b>                         |            |
| 「序章 都市景観形成基本計画の目的と構成」に関するもの                        | 2件         |
| 「第1章 景観形成の目標と方針」に関するもの                             | 6件         |
| 「第2章 景観形成計画」に関するもの                                 | 20件        |
| 「第3章 景観形成の推進方策」に関するもの                              | 3件         |
| 「参考資料」に関するもの                                       | 0件         |
| <b>姫路市景観計画に関するもの</b>                               |            |
| 「景観計画策定の趣旨」に関するもの                                  | 0件         |
| 「第1章 景観計画区域」に関するもの                                 | 0件         |
| 「第2章 良好な景観の形成に関する目標と方針」に関するもの                      | 4件         |
| 「第3章 良好な景観の形成のための行為の制限」に関するもの                      | 1件         |
| 「第4章 景観上重要な建造物等の指定の方針」に関するもの                       | 0件         |
| 「第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置<br>に関する行為の制限」に関するもの | 1件         |
| <b>合計</b>  | <b>46件</b> |

\* ご意見が複数の項目にまたがる内容の場合は、主な内容が含まれる項目に件数を計上しています。

**3. 修正した項目**

6件

#### 4. 提出された市民意見及び意見に対する市の考え方

##### (1) 計画（案）への反映を行った意見

| 番号          | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方   | 頁  |
|-------------|---|---|----|
| <b>基本計画</b> |   |   |    |
| <b>序章</b>   |   |   |    |
| 1           | <p>町家等の伝統的建物を再生し、活用する事例が近年確実に増加してきている。また、これらの取組の実施主体は、第3章に記載する景観形成の推進方策における各種支援の対象となる主体であり、施策との関連性を明確にするためにも、再生の動きについての認識を明確にしておくことが望ましい。</p> <p>以上のことから、下記の追加を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P8「姫路市の景観を取り巻く動向」の7項目目、「伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失」の後に「と再生の動き」を追加。</li> <li>・ P34 の①歴史的町並み景観形成ゾーンの【特性と課題】の2段落目に、「再生の動き」についての記載を追加。</li> <li>・ P64 の2段落目に、「再生の動き」についての記載を追加。</li> </ul> | <p>P8については、「と再生の動き」を追加します。</p> <p>P34、P64については、歴史的建造物の老朽化や建て替えを「課題」として整理しているため、現行案とします。</p> | 8  |
| <b>第1章</b>  |   |   |    |
| 2           | <p>(5) つなぐ の事例写真2枚目、野里地区の写真は、終了してから10年を経過したイベントのものであり、新しいものに差し替えるべき。</p>  | <p>新しい写真に差し替えます。</p>  | 17 |

| 番号         | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁  |
|------------|--|---|----|
| <b>第2章</b> |  |   |    |
| 3          | <p>③ゾーン景観において、旧城下町エリアにおける歴史的景観についても言及すべきである。戦災を免れた野里エリアや船場エリアでは、多数の歴史的建築物と歴史的街路空間が形成する城下町の特徴的な景観が一定の空間的広がりを持って残っており、城下町としての景観的一体性を有している。</p> <p>この景観は、街道筋のそれとは異なる固有の都市的景観であり、「姫路城周辺エリア」を導入することに合わせて、明確に区分することが適当である。</p> | <p>③ゾーン景観の2段落目に「姫路城の城下町や」を追加し、「本市では、住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などのまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、<u>姫路城の旧城下町や</u>街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。」と記載します。</p>         | 22 |
| 4          | <p>地域景観核を資源として、当該地域の魅力を高める景観形成を図るためには、当該地域における地域景観核の「核」としての意味を明確化し、地域景観核の価値を高めるような周辺景観の形成を進めることが不可欠である。</p> <p>また、【施策の方向】に、「地域景観核と調和した周辺景観形成の誘導」を加えるべきである。</p>   | <p>地域や地区の景観を特色づけ、個性的な景観を育む拠り所となっている資源を「核」と定義しています（P27）</p> <p>【基本方針】に「核となる景観資源と一体となった地域の良好な景観形成を図ります。」を追加します。</p> <p>【施策の方向】に「エ 地域景観核と調和した周辺景観の誘導」を追加します。</p> | 27 |

| 番号         | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁  |
|------------|--|---|----|
| <b>第3章</b> |  |   |    |
| 5          | 大規模な公共施設の整備は、景観へ与える影響が大きいため、このような公共施設の整備と維持管理には、十分な景観配慮が必要である。公共施設の整備についての指針を作成すべきではないか。               | P79「公共事業による景観形成」に下記の記載を追加します。<br>「公共施設の整備にあたっては、求められる機能と地域の景観特性等を鑑み、良好な景観形成に寄与するよう、国土交通省の定める「公共事業における景観形成ガイドライン」「道路デザイン指針（案）」「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等の活用や、周辺景観に配慮した維持管理に努めます。<br>特に周辺景観への影響が大きい公共施設の整備にあたっては、デザイン事前協議制度を活用するなど、地域の景観特性に応じたきめ細かな景観誘導を図り、地域の景観を先導していきます。」 | 79 |
| 6          | 歴史的建築物に関する建築基準法の一部適用除外等の措置を講じることを通じて、景観上重要な歴史的建築物の保存と活用を図るために、関連法制度として「姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を追加されたい。 | P81「歴史・文化」の分野の制度の欄に「歴史的建築物に対する建築基準法の適用除外」を、法令の欄に「歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（市）」を追加します。   | 81 |

(2)今後の取組の参考とさせていただくこととした意見

| 番号                                    | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁 |
|---------------------------------------|--|---|---|
| <b>計画全体（姫路市都市景観形成基本計画・姫路市景観計画 共通）</b> |  |   |   |
| 7                                     | <p>姫路城を周囲からゆっくり眺めてもらえる仕掛けとして、シロトピア公園に大きな築山を造成するなどして再整備し、季節の花畑の先に姫路城が見えるスポットを作れば、登って帰る客以外に、それを目的に訪れる客も見込まれると思う。</p> <p>また、新しくホテルを建設するばかりでなく、姫路城の眺望の良い古民家、ビルの空き部屋等を宿泊施設にすれば、新しい魅力創出も可能と思う。</p> | <p>ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>   | - |
| 8                                     | <p>ゾーン景観について、野里街道地区など長期間にわたり継続している箇所は少し見直しが必要であると感じる。計画を一旦ゼロペースで考えてみてはどうか。</p>   | <p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>   | - |
| 9                                     | <p>計画全体について、姫路城を中心として街並みをより良くするという概念を持って対応していただきたいと感じている。大手前通りの沿道の街並みの色合いを揃えることを希望する。</p>  | <p>大手前通りでは、姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、景観計画において、沿道の建築物の外壁の色彩のほか、意匠等の基準を設けています。</p>                          | - |
| 10                                    | <p>大手前通りでは大きな商業施設ではなく、個々の商店を大事にした街づくりを希望する。観光客にも大手前通りの長い道でお金を落としてもらう仕組みが確立されていないと感じている。企業やマンションについては大手前通りを一本入ったところに建設するなどの条例により、共存ができると思う。</p> <p>各土地は日本人のみが購入できるという条例についても検討して欲しい。</p>      | <p>ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、国籍を条件とする土地取引の制限に関する条例の制定は、現時点では、憲法及び外国人土地法等の法律に反するおそれがあり、困難と考えています。</p> | - |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方   | 頁 |
|----|---|---|---|
| 11 | 各々についてアウトプットが判り難いので、グラフ化などにより結果を簡潔明瞭に示して頂けると分かりやすい。   | 今後の検討課題とさせていただきます。<br>なお、基本計画全体として、写真や図は多く使用することにより、分かりやすい内容になるように努めています。   | - |
| 12 | 未来の子、孫たちの世代に「姫路」で生まれ育った喜びと誇りを持って欲しい。<br>健やかなる都市計画を多方面から検討し、シミュレーション、仮説を考え尽くして、時短で結果を出していく必要がある。 | 姫路の景観を大切に、次の世代に継承していくためには、市民一人ひとりが身近な景観資源の価値を再認識し、関心を持つことが重要です。（P 19「基本方針1」）<br>また、景観形成の基本目標を「愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路」としています。（P 18）<br>ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。 | - |
| 13 | 網羅的で目指しているもの、プロセスやアクションがイメージできないものが多い。  | 基本計画は、本市の景観形成の基本的な方向性を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる、景観形成のマスタープランというべき計画です。具体的なプロセスやアクションについては、基本計画では記載せずに、各施策を実施する際に作成します。                               | - |
| 14 | 姫路城周辺エリアの導入に合わせて、「城下町姫路」を本市の景観形成の核概念として、全体的統一感を持って景観形成を進めることが必要であると考えている。                       | 本市には、姫路城以外にも美しい山々や河川、瀬戸の海などの豊かな自然や、住宅地、商業業務地、工場地など、エリアごとの景観特性があります。従って、「城下町姫路」を本市の景観形成の核概念として、全体的統一感を持たせるのではなく、それぞれの景観特性に応じた基本方針や施策の方向を定めることが適当であると考えています。        | - |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方                               | 頁 |
|----|--|-------------------------------------|---|
| 15 | <p>景観の良さを追求すると共に、自然環境保全・人や動植物の暮らしやすさ・気候変動対策・タバコやごみのポイ捨て問題などの対策も計画に取り込んでいただきたい。</p> <p>姫路港のゴミや汚染について、のぞき込むと非常に汚い。</p> <p>みゆき通りはギャンブルや安売りのお店などが占めていて、城下町の雰囲気から、かけはなれている。</p> <p>開発は大切であるが、コンクリートやアスファルトだらけである。温暖化対策のためにも緑地や水のスポットを増やして欲しい。</p> | <p>ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> | - |

| 番号                   | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方  | 頁             |
|----------------------|---|--|---------------|
| <b>姫路市都市景観形成基本計画</b> |   |  |               |
| <b>序章</b>            |   |  |               |
| 16                   | <p>P5にある「姫路というまちの個性」の認識を関係者で共有することが、本計画が実効性を持つための鍵になるため、計画策定者の認識を示すべきである。</p> <p>なお、本文各所（P63など）に「姫路らしい景観」など上記と類似した表現がみられるが、これらについても同様にその意味を明確に表現すべきである。</p> | <p>「姫路らしい景観」については、P18ページに下記の通り記載しています。「本市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育んできました。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっています。</p> <p>こうした姫路らしい景観を、市民、事業者、行政等の参画と協働により、まもり、つくり、そだて、いかし、つなぐことで、全市一体となって美しい景観づくりを目指します。」</p> <p>「姫路というまちの個性」という表現も「姫路らしい景観」と同じ意味で用いています。</p> | 5<br>18<br>63 |
| <b>第1章</b>           |   |  |               |
| 17                   | <p>5つの基本理念のもと、「愛着、親しみ、誇りを感じ・つなぐ美しい姫路」のコンセプトに、親しみをより一層感じた。また、市のブランドロゴも、とても素敵で、ロゴを観ていると、より一層、この景観形成計画が、具体的に見えてくる様である。</p>                                     | <p>ありがとうございます。引き続き市民のみなさまに親しみを持っていただけるような景観施策に努めていきます。</p>   | 14            |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方  | 頁                          |
|----|---|--|----------------------------|
| 18 | 「景観形成の基本理念、基本目標、基本方針の体系」実現のため、早期の「文化財保存活用地域計画」及び「歴史的風致維持向上計画」の策定を望む。  | 景観形成に関する施策は、P81⑤その他の関連施策・制度の活用に記載しています。<br>なお、文化財保存活用地域計画については、策定を検討中です。<br>歴史的風致維持向上計画の策定については、今後の検討課題とさせていただきます。                     | 14<br>15<br>16<br>17<br>18 |
| 19 | 「景観形成の基本理念、基本目標、基本方針の体系」実現のため、「古民家再生促進支援事業」のエリアの拡大と「住宅宿泊事業制度」の「町家等と認める住宅」の範囲の拡大を望む。   | ご意見を関係課と共有し、今後の検討課題とさせていただきます。   | 14<br>15<br>16<br>17<br>18 |
| 20 | 景観形成の基本理念について、内外の多くの人を引き入れるための景観形成であるということを想定しなければ、箱もの思考に陥る。<br>イーグレ姫路の屋上は、城全容を俯瞰できる絶好の場所であるが、情報発信不足で観光客に知られていない。<br>書写山圓教寺も情報発信不足で、観光資源として活かし切れていない。   | ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。   | 14<br>15<br>16<br>17       |
| 21 | 「方針2 何度も訪れたい景観づくり」について、浜手を中心とした神社の氏子の祭りは観光資源ではない。観光資源とは、その地域が得る利潤が負担を上回ってこそ観光資源と言えるが、祭礼行事の際、多くの地元企業が休業しているため、利潤になることは基本的にあり得ない。近年、地域住民でない来訪者が増えることによりトラブルを誘発する傾向が顕著であるため、市の政策としてこれを助長するような計画は控えるべきと考えている。 | 景観資源として地域での秋祭りのほか、ゆかたまつり、三ツ山大祭など、市民や来訪者に姫路の魅力を伝える祭りがたくさんあります。<br>いずれも地域住民の方々が大切に継承されてきた祭りであり、景観資源として観光に活かすのであれば、住民の理解と協力が必要であると考えています。 | 19                         |

| 番号         | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方  | 頁  |
|------------|--|--|----|
| <b>第2章</b> |  |  |    |
| 22         | <p>「姫路市都市景観形成基本計画」のP25、および「姫路市景観計画」のP10の「景観構造・類型図」について、網干から飾磨にかけては、国道250号に沿って「住宅地景観形成ゾーン」と「工業地景観形成ゾーン」が区切られているが、実態としては、国道250号以南においても住宅地や歴史的な町並みが広がっているエリアがあるため、国道250号に沿った一律の境界線とせずに、立地適正化計画の区域等と合わせて、「住宅地景観形成ゾーン」と「工業地景観形成ゾーン」を区切ってはどうか。</p> | <p>「景観構造・類型図」は、景観構造や類型の概要をご理解いただくことを目的とした模式図であり、明確な位置を示したものではありません。また、立地適正化計画とは、精度や縮尺が異なることから、図のような表現としています。</p>   | 25 |
| 23         | <p>ソメイヨシノが江戸時代に無かったという理由で、姫路城にソメイヨシノを新たに植えないという考え方に疑問がある。名だたる桜の名城も全てソメイヨシノである。</p>   | <p>姫路城のサクラ等の植栽植物については「姫路城保存活用計画」の「第7章保存管理 第6節 姫路城の植生等の管理 第1項 植生管理 2. 植生管理（3）歴史的景観の創出」（P278～279）に記載した方向性で維持管理を進めていきたいと考えています。</p>   | 26 |
| 24         | <p>都市軸の沿道建築物についての市の役割が不明確である。条例で民間の建物を誘導していくことに注力すべきだ。公共施設の設計を有名建築家に依頼し、大金を支払うことには賛同できない。</p>  | <p>都市軸（シンボル道路）である大手前通り、駅南大路においては、安全で質の高い歩道空間の整備や街路樹の適切な維持管理を行い、本市のシンボル道路にふさわしい道路空間を整備します。また沿道建築物や工作物・広告物に対する景観誘導を行い、風格と調和の中にも賑わい、親しみ、うるおいが感じられる都市空間を創出します。（基本計画P28・29）</p> | 28 |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁                          |
|----|--|---|----------------------------|
| 25 | <p>姫路城を軸とした景観は、姫路城が目の前に広がっていて、非常にインパクトが良い。</p> <p>ゾーン景観について、浜手緑地のグリーンベルトをもっと整備願いたい。今後、湾岸高速道路構築に合わせて整備が必要であると思う。</p> <p>沿岸部の工場地帯の夜景を海から観光出来ればもっと良いと思う。</p>    | <p>姫路駅北駅前広場整備の際に、姫路城と正対した広場と姫路城の眺望ポイントであるキャッスルビューを整備しました。大手前通りと北駅前広場においては、本市の玄関口として、また姫路城の前景として、個性と魅力ある都市景観形成を目指します。浜手緑地の整備と工場夜景を活用した観光施策につきましては、ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> | 28<br>52                   |
| 26 | <p>P29の基本方針や施策はいずれも至って一般的なもので、「姫路らしさ」をどのようにして具体的に表現していくのかが、現在の記述からは読み取れない。</p>   | <p>本計画は景観形成のマスタープランであり、本市の景観形成の基本的な方向性を示すものです。頂いたご意見を参考に、具体的な施策は、第2章に記載のとおり、地域ごとの特性や課題に応じて検討していきます。</p>   | 29                         |
| 27 | <p>姫路城の堀と土塁も、市街地における貴重な水辺・緑の空間であり、水緑軸の構成要素として明記すべきである。水緑軸として積極的に評価して、当市固有の都市景観の形成に活用すべきである。</p> <p>P67～P70においても、水緑軸として中堀・中堀土塁、外堀も重要な要素であるため、明確に記述すべきである。</p> | <p>P70の図で、堀については水力軸として、土塁については公園緑地景観形成ゾーンとして記載しております。また土塁については、その重要性をP69に記載し、施策の方向をP71に記載しています。</p> <p>土塁の樹木については、「姫路城保存活用計画」の方針に基づき、適切に管理します。(P278)</p>                          | 67<br>68<br>69<br>70<br>71 |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方   | 頁  |
|----|---|---|--|
| 28 | <p>歴史的町並み景観形成ゾーンについて、野里地区と城の西地区を包含しつつ、その周辺の坊主町・河間町や五軒邸の寺町筋なども加えて一体的な城下町景観を形成するゾーンとして、「旧姫路城下町ゾーン」を設定すべきである。</p> <p>旧城下町の北半分、船場～野里～城東に至るエリアは、概ね戦災を受けずに、江戸時代のものを含む古い民家が残し、城下町特有の空間構成を持った街路網や、町人地と武家地の特徴を示す土地区画形状、城下町防衛上の要所に形成された寺町、堀と土塁（及びその痕跡を残す街区）などの特徴的景観要素が面的に残っている。</p> <p>当該エリアには多数の城門跡が隣接しており、中堀・外堀やその土塁との関係も活かしながら、広域的一体的なゾーンとして構成することが望ましい。</p> <p>また、上記のエリア内には「歴史の道」として修景整備された街路が巡っており、これまでの市の政策の効果を活かすうえでも、坊主町や五軒邸などを含めて一体的にゾーン構成することが望ましい。</p> | <p>歴史的街並み景観形成ゾーンについては、現行の基本計画のエリアを継承しておりますが、いただいたご意見は今後の検討課題とさせていただきます。</p> | <p>32<br/>67<br/>68<br/>69<br/>70<br/>71</p> |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁  |
|----|--|---|----|
| 29 | <p>本計画全般として、観光誘致のために古いものをとにかく残すという発想にとらわれているように感じる。景観を保つことと、古いものを残すことを同義語として捉えないよう努めていただくことを期待する。</p> <p>P34① 歴史的町並み景観形成ゾーン</p> <p>【施策の方向】「エ 観光・レクリエーションの促進」について、姫路城周辺エリアは、観光事業にフォーカスする方針に異論はないが、網干・飾磨といった海岸線の工業地帯においては、物資運搬・通勤等で慢性的な交通麻痺が起こっており、観光による人流増加は地域住民にとってプラスに働かない。よって「観光イベント等と連携した賑わい景観の誘導」については、網干・飾磨・野里・城の西をゾーンに指定するならば、防犯・防災の計画を付加する等、リスクマネジメント要素を計画に織り込むことを要望する。</p> | <p>ご意見の通り「観光イベント等と連携した賑わい景観の誘導」をすべての歴史的町並み景観形成ゾーンに当てはめるべきではないと考えています。各地区において、いずれの施策をとるかは地域住民との協議が必要であり、具体的な施策は地域の個別の事情に応じて検討していきます。</p> | 34 |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方  | 頁  |
|----|---|--|----|
| 30 | <p>①歴史的町並み景観形成ゾーンの【施策の方向】に関して、「ア 歴史的建造物の保存・活用」以外の各項目では、「歴史的○○」という表現が使われず、これに代わって「良好な○○」という表現や「周辺環境と調和した開発」などの表現が用いられている。「良好」や「調和」の意味するところを明確にしなければ、「歴史的町並み景観」の形成を誘導することは困難であり、表現の再考を求めたい。</p> <p>また、播州の町（特に城下町）では、街路に軒を差し掛ける平入型の町家が連続する景観を特徴としている。</p> <p>軒先空間の連続性を維持し、回復するための施策の導入を期待する。</p> | <p>歴史的町並み景観形成ゾーンでは、歴史的な建築物だけでなく、新しい建築物等もあり、これらの新しい建築物等が歴史的な景観と調和することが重要であると考えています。</p> <p>軒先空間の連続性については、交通上、安全上、防火上の観点を含め、今後の検討課題とさせていただきます。</p> | 34 |
| 31 | <p>歴史的建造物の町並みが残っている地区として、現在例示されているもののほか、以下の地区についても、その景観の現状把握と保存活用を進められることを期待する。（いずれも日本遺産とも関連有）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧但馬道や銀の馬車道などの沿道の歴史的集落</li> <li>・白国や書写坂本などの巡礼道沿道地区</li> <li>・浜手の塩田集落</li> </ul>   | <p>歴史的街並み景観形成ゾーンについては、現計画のエリアを継承していますが、いただいたご意見は今後の検討課題とさせていただきます。</p>   | 35 |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方   | 頁  |
|----|---|---|----|
| 32 | <p>「姫路市都市景観形成基本計画」のP39の網干地区の「区域図」について、余子浜公園周辺のエリアが「歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲」から外れているが、地域のランドマークである「網干商工会館」や閉園予定の「網干幼稚園」（跡地）、網干川の河口部の風景も含めて、今後一体的な景観を形成していく必要があると考えられる。そのため、上記の施設があるエリアも「歴史的町並み景観形成ゾーンの対象範囲」に含めてはどうか。</p> | <p>歴史的街並み景観形成ゾーンについては、現行の基本計画のエリアを継承していますが、頂いたご意見は今後の検討課題とさせていただきます。</p>  | 39 |
| 33 | <p>眺望の対象として、自然的景観以外では姫路城だけが取り上げられているが、手柄山の太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔や名古屋山霊園の仏舎利塔も重要な要素である。手柄山中央公園を手柄山平和公園に名称変更して平和への願いを世界に発信しようとする市の政策方針の観点からも、この二つの施設の眺望を整えることは重要であり、本計画においても具体的に言及すべきではないか。</p>                         | <p>手柄山平和公園と名古屋山霊園は公園緑地景観形成ゾーンとして整備・維持管理を進めていきますが、ご意見のとおり2つの施設は古くからの丘を利用して整備され、市民に親しまれるランドマークとなっています。その眺望景観のあり方について今後検討していきます。</p> | 56 |

| 番号 | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方   | 頁                                |
|----|---|---|----------------------------------|
| 34 | <p>P57の【施策の方向】において、城からの眺望に関する施策を記載すべきである。姫路城下町を縁取る堀と土塁は、姫路という街を印象付ける重要な要素になるものであるため、天守からの眺望にも配慮した管理を記載すべきである。P63についても、堀と土塁の眺望について記載されたい。</p> <p>眺望景観に関しては、旧街道（西国街道、但馬道）沿道からの眺望を大事にすべきであり、天守からの眺望は、現代の中心市街地より旧城下町一帯の眺望を重視すべき。</p> <p>屋並みの先に見える天守が姫路という街を印象付ける重要な要素になることから、街中の小さな眺望点を確保することも重要と考える。</p> | <p>P56で「姫路城の天守から見下ろす景観」に言及しているとおり、P57【施策の方向】アの「姫路城周辺エリアにおける城と調和した景観の誘導」「広告物の規制・誘導」は姫路城への眺望に加えて姫路城からの眺望も考慮した記載です。「城と調和した景観の誘導」には建築物・工作物・公共施設に加えて水緑軸や緑地の保全も含んでおり、それらの眺望の配慮も意図しています。</p> <p>また、P63に堀についての記載をしています。</p> <p>姫路城への眺望については、P57【施策の方向】ア「眺望点の確保と広場整備」「眺望点からの見通しの確保」に記載があります。主要な眺望点から姫路城への眺望を保全するための規制誘導策については今後検討していきます。</p> | 57<br>63<br>67<br>68<br>69<br>70 |
| 35 | お旅山について、桜並木を復活させてほしい。   | ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。  | 58                               |
| 36 | 大手前通りのライトアップが、お城の荘厳さとマッチしないと思う。「和」のイメージを志向すべきではないか。   | 意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。   | 62                               |
| 37 | 夜間景観に関しては、水辺の夜間景観も人を惹きつける大きな要素であり、船場川や堀沿道の夜間景観も重要である。   | 本市では、昼夜を問わず美しいまちの実現を目指し、平成6年3月に「姫路市都市環境照明ガイドライン」を策定（令和3年4月改定）し、これに基づいて姫路城や商業業務地のライトアップによるまちの魅力の創出、住宅地や田園などの暗さの保全、街路灯など周辺環境と調和した安全で快適な光環境の形成などの取組を進めています（P62）  | 67<br>68<br>69<br>70             |

| 番号         | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方   | 頁  |
|------------|--|---|----|
| 38         | <p>他都市の重伝建指定地区では、軒先空間を保存するために、道路内の建築制限の緩和措置を条例で定めることが一般的に行われている。【景観施策の方向】「ア 町並みの保全・修景」について、軒先空間を保存するために、歴史的町並み景観形成ゾーン内の歴史的建築物は、重伝建地区内の建築物や景観重要建造物に準ずる景観上の価値を有していると考えて、道路内の建築制限の緩和措置の導入を検討していただきたい。</p> | <p>ご意見を関係課と共有し、交通上、安全上、防火上の観点を含め、今後の検討課題とさせていただきます。</p>   | 71 |
| 39         | <p>「エ 快適な歩行者空間の創出」について、歴史的町並みを楽しんでもらうためには、安心して歩ける環境づくりが必要である。よって「歴史的町並み景観形成ゾーンにおける細街路への通過交通の流入抑止」または「歴史的町並み景観形成ゾーンにおける歩行者中心の道づくり」を追加されたい。</p>  | <p>姫路城周辺エリアにおいては、周遊性を高め、歩いて楽しめる施策が必要であると考えております。</p> <p>一方で姫路城周辺エリアやその他の歴史的町並み景観形成ゾーン内の道路は、周辺住民の生活に必要な道路でもあることから、歩行者中心の道づくりについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p> | 72 |
| <b>第3章</b> |  |   |    |
| 40         | <p>歴史的町並み等は私有地が大半であり、地域住民にとっては、写真撮影などは不快であるため、写真展など、このような行為を誘発する取り組みには反対である。</p> <p>まち歩きイベントについても、周辺住民への通知などの配慮が不十分である。歴史的町並みは道幅が狭く、歩道が整備されていないことから、まち歩きイベントは地域住民にとってネガティブな要素が多いということをご留意いただきたい。</p>   | <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>市が写真展やまちあるきイベントを開催する際には、住民の方々へ配慮します。</p>  | 76 |

| 番号             | 提出された市民意見（要旨）  | 市の考え方  | 頁  |
|----------------|--|--|----|
| <b>姫路市景観計画</b> |  |  |    |
| <b>第2章</b>     |  |  |    |
| 41             | 市民一人ひとりが、今生活している場所に愛着を持ち、姫路に誇りが持てるよう、市民側からも行政からも意見交換ができる場を設けることが必要である。 | 市民や事業者等の身近な地域への誇りや愛着、理解が、景観形成の取組の原動力となることから、市民意識の醸成のため、講習会や出前講座などの開催による普及啓発に加え、様々なツールを活用して市民との双方向のコミュニケーションに取り組みます。（基本計画 P76）              | 2  |
| 42             | 住宅地景観形成ゾーンについて、変更案に賛成である。<br>みんなが姫路を守ろうと言う意識を持つことが大切だと思う。              | 市民や事業者等の身近な地域への誇りや愛着、理解が、景観形成の取組の原動力となることから、市民意識の醸成のため、景観について幅広く啓発するとともに、市民・事業者等の景観形成への参画を促し、協働の取り組みを支援していきます。（基本計画 P75）                   | 7  |
| 43             | 大手前通りについて、世界遺産へのビスタを守るため、高さ・色彩に加え質を担保するデザイン審査を義務化し、コスト優先の看板を抑止してほしい。   | 大手前通りを含む「重点的に景観形成を図る区域」においては、一定規模を超える大規模建築物を建築する場合などには「デザイン事前協議制度」を設けており、看板も含めた建築物等のデザインについて、専門家の意見を踏まえ、本市と協議を行い、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導を図っています。 | 11 |

| 番号         | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方  | 頁        |
|------------|---|--|----------|
| 44         | <p>「歴史的町並み景観形成地区」に関しては、都市景観形成基本計画におけるゾーン設定と整合的に設定すべきである。</p> <p>具体的には、今回の基本計画案で示された「歴史的町並み景観形成ゾーン」と同一範囲とするか、その範囲に城下町北部の坊主町・河間町や城下町東部の旧下寺町等を加えた範囲とすべきと考える。</p> <p>なお、同地区内の制限に関しては、住民等との合意形成の状況を勘案して、必ずしも同一のものとはしないことも是と考える。</p>  | <p>「歴史的町並み景観形成地区」は都市景観形成基本計画の「歴史的町並み景観形成ゾーン」の範囲内で定めるのが望ましいと考えますが、規制・誘導にあたっては住民の方々と十分に協議を重ねながら検討する必要があると考えています。</p>   | 15       |
| <b>第3章</b> |   |  |          |
| 45         | <p>野里街道地区の制限は、有名無実化している実態がある。特に、位置、屋根・庇、に関しては基準に沿っている建築の方が少ないと思われる。制度の運用や、場合によっては基準自体の見直しが必要な状況ではないか。</p> <p>適用区域に関しても、現在の指定地区に含まれていない鍵町三叉路の南正面の区域まで対象に加える等、来街者の視点から再検討して見直しをすべきである。</p> <p>「歴史」の捉え方に関しても、近代以降の当該地区の歩みも尊重して捉えるべきではないか。野里地区は重層的な歴史を活かした「歴史的町並み」という進化系の概念に基づく景観形成を目指すことが適当と考える。</p> | <p>野里街道地区では、歴史的な町並みを保全するとともに、新築される建築物についても歴史的な町並みと調和したものとなるよう、景観形成基準を定めて規制誘導を行っています。しかし駐車場確保のニーズや最近の建築動向、準防火地域で求められる構造制限などを考慮し、景観形成基準は「～に配慮する」「～とするよう努める」といった基準としています。</p> <p>景観形成基準の見直し及び区域の拡大については住民の方々と十分に協議を重ねながら検討する必要があると考えています。</p> | 29<br>30 |

| 番号  | 提出された市民意見（要旨）   | 市の考え方                        | 頁  |
|-----|---|------------------------------|----|
| 第5章 |   |                              |    |
| 46  | ほこみちを活かすため、騒音抑制やテラス営業推進に加え、周辺地域の空き店舗への負担強化で賃料適正化し、若者が挑戦しやすい活気ある街並みを創出してほしい。 | ご意見を関係課と共有し、今後の参考とさせていただきます。 | 34 |

#### 5. 市民意見提出手続きの実施結果に基づく修正箇所（新旧対照表）

| 番号 | 上段：旧（修正前） |   | 頁 |
|----|-----------|---|---|
|    | 下段：新（修正後） |   |   |
| 1  | 旧         | <p>《姫路市の景観を取り巻く動向》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本市を象徴する姫路城とその周辺の重点的な景観整備の推進</li> <li>➤ オープンスペースの魅力向上・賑わい創出に向けた柔軟な活用（大手前通りの利活用等）</li> <li>➤ 道路や公園、河川等の修景整備</li> <li>➤ 市民主体による景観形成に向けた取組の実践</li> <li>➤ 人口減少や経済活動の変化等による空き家や空き地、遊休農地等の増加</li> <li>➤ 姫路駅周辺の再開発に伴うマンション建設など高層建築物の増加</li> <li>➤ 伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失</li> <li>➤ 脱炭素社会の実現に向けた太陽光パネル設置の増加</li> <li>➤ 良好な景観や風致維持に向けた屋外広告物への関心の高まり</li> <li>➤ 公共事業や施設整備における景観配慮の必要性の高まり</li> </ul>       | 8 |
|    | 新         | <p>《姫路市の景観を取り巻く動向》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本市を象徴する姫路城とその周辺の重点的な景観整備の推進</li> <li>➤ オープンスペースの魅力向上・賑わい創出に向けた柔軟な活用（大手前通りの利活用等）</li> <li>➤ 道路や公園、河川等の修景整備</li> <li>➤ 市民主体による景観形成に向けた取組の実践</li> <li>➤ 人口減少や経済活動の変化等による空き家や空き地、遊休農地等の増加</li> <li>➤ 姫路駅周辺の再開発に伴うマンション建設など高層建築物の増加</li> <li>➤ 伝統的建物の老朽化や取り壊しによる歴史的な町並みの喪失と再生の動き</li> <li>➤ 脱炭素社会の実現に向けた太陽光パネル設置の増加</li> <li>➤ 良好な景観や風致維持に向けた屋外広告物への関心の高まり</li> <li>➤ 公共事業や施設整備における景観配慮の必要性の高まり</li> </ul> |   |

|   |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 2 | 旧 | <p>(5) つなぐ</p>  <p>(市民主体による景観まちづくり活動の実践：野里地区)</p>   | 17 |
|   | 新 | <p>(5) つなぐ</p>  <p>(お夏清十郎まつり：野里地区)</p>  |    |
| 3 | 旧 | <p>③ ゾーン景観</p> <p>ゾーン景観とは、面的な広がりを持つ同質景観のまとまりのことであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れます。</p> <p>本市では、住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などのまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。</p>                 | 22 |
|   | 新 | <p>③ ゾーン景観</p> <p>ゾーン景観とは、面的な広がりを持つ同質景観のまとまりのことであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れます。</p> <p>本市では、住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などのまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、<u>姫路城の旧城下町</u>や街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。</p> |    |

|   |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 4 | 旧 | <p><b>【基本方針】</b></p> <p>○ 個性的で地域や地区の魅力をもつ景観形成を進めるため、市民の愛着や誇りとなっている景観資源の保全・活用を図ります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>ア 歴史・文化遺産の保全・活用</p> <p>イ 地域や地区の景観資源の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的、文化的価値の高い資源の調査</li> <li>・地区ごとに大切にしたい資源の発掘</li> </ul> <p>ウ 地域や地区の景観資源の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観上重要な建築物や樹木等の保存</li> <li>・拠点施設の保全・修景</li> <li>・公共公益施設の緑化・美化の推進</li> <li>・景観資源の周知、P R</li> <li>・ランドマークとなる地域景観核のライトアップ</li> <li>・観光・レクリエーション利用の促進</li> </ul>   | 27 |
|   | 新 | <p><b>【基本方針】</b></p> <p>○ 個性的で地域や地区の魅力をもつ景観形成を進めるため、市民の愛着や誇りとなっている景観資源の保全・活用を図ります。</p> <p>○核となる景観資源と一体となった地域の良い景観形成を図ります。</p> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p>ア 歴史・文化遺産の保全・活用</p> <p>イ 地域や地区の景観資源の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的、文化的価値の高い資源の調査</li> <li>・地区ごとに大切にしたい資源の発掘</li> </ul> <p>ウ 地域や地区の景観資源の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観上重要な建築物や樹木等の保存</li> <li>・拠点施設の保全・修景</li> <li>・公共公益施設の緑化・美化の推進</li> <li>・景観資源の周知、P R</li> <li>・ランドマークとなる地域景観核のライトアップ</li> <li>・観光・レクリエーション利用の促進</li> </ul> <p>エ 地域景観核と調和した周辺景観の誘導</p> |    |

|   |  |    |
|---|--|----|
| 5 | <p>旧 ③ 公共事業による景観形成</p> <p>道路や公園、河川、橋梁、港湾、公共建築物などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素の一つであり、都市景観の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待されるため、整備や管理にあたっては、それぞれの地域の特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要です。</p> <p>市民が日常的に利用する公共施設においては、その使い方が多様化し、計画、設計、維持管理を多様な主体が担う近年の動向を踏まえて、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、地域のシンボルとして愛着を持たれるパブリックスペースとなるための仕組みを考慮します。</p> <p>また、公共施設のうち、道路、公園、河川、港湾等で、かつ良好な景観形成に重要なものについては、当該施設の管理者と協議し、同意を得た上で、「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や占有等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進めることを検討します。</p>   | 79 |
|   | <p>新</p> <p>道路や公園、河川、橋梁、港湾、公共建築物などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素の一つであり、都市景観の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の顔としての先導的な役割が期待されるため、整備や管理にあたっては、それぞれの地域の特性に配慮しながら、重点的に景観形成を図ることが重要です。</p> <p>市民が日常的に利用する公共施設においては、その使い方が多様化し、計画、設計、維持管理を多様な主体が担う近年の動向を踏まえて、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、地域のシンボルとして愛着を持たれるパブリックスペースとなるための仕組みを考慮します。</p> <p><u>公共施設の整備にあたっては、求められる機能と地域の景観特性等を鑑み、良好な景観形成に寄与するよう、国土交通省の定める「公共事業における景観形成ガイドライン」「道路デザイン指針（案）」「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等の活用や、周辺景観に配慮した維持管理に努めます。</u></p> <p><u>特に周辺景観への影響が大きい公共施設の整備にあたっては、デザイン事前協議制度を活用するなど、地域の景観特性に応じたきめ細かな景観誘導を図り、地域の景観を先導していきます。</u></p> <p>また、公共施設のうち、道路、公園、河川、港湾等で、かつ良好な景観形成に重要なものについては、当該施設の管理者と協議し、同意を得た上で、「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や占有等の許可基準を定め、先導的な景観形成を進めることを検討します。</p> |    |

## ■関連法令制度

| 分野          | 制度  | 法令                                     |
|-------------|---|--|
| 土地利用        | 用途地域、風致地区、高度地区、<br>高度利用地区、特別用途地区、<br>景観地区、地区計画 など     | 都市計画法                                  |
| 建物・<br>まちなみ | 建築協定、総合設計 など  | 建築基準法                                  |
| 魅力・<br>賑わい  | 歩行者利便増進道路制度（ほこみち）                                     | 道路法                                    |
|             | かわまちづくり支援制度   | 河川法                                    |
| 創出          | 港湾環境整備計画制度 など   | 港湾法                                    |
|             | 歴史的風致維持向上計画 など  | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律<br>（歴史まちづくり法） |
| 歴史・<br>文化   | 重要文化財、文化財登録制度、<br>文化的景観（重要文化的景観）、<br>重要伝統的建造物群保存地区 など | 文化財保護法                                 |
|             | 景観形成重要建造物等、<br>景観影響評価制度 など                            | 景観の形成等に関する条例<br>（県）                    |
| 緑地          | 重点緑地地区、緑地保全地域、<br>緑地協定、市民緑地認定制度、<br>地区計画 など           | 都市緑地法                                  |
|             | 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度                                  | 建築物省エネ法                                |
|             | 環境影響評価制度  | 環境影響評価法                                |
| 環境          | 環境形成区域 など   | 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県）                   |
|             | 自然緑地保護地区、景観保護地区、<br>動植物保護地区、保存樹                       | 自然保護条例（市）                              |

新

■ 関連法令制度

| 分野          | 制度  | 法令                                     |
|-------------|---|--|
| 土地利用        | 用途地域、風致地区、高度地区、<br>高度利用地区、特別用途地区、<br>景観地区、地区計画 など     | 都市計画法                                  |
| 建物・<br>まちなみ | 建築協定、総合設計 など  | 建築基準法                                  |
| 魅力・<br>賑わい  | 歩行者利便増進道路制度（ほこみち）                                     | 道路法                                    |
|             | かわまちづくり支援制度   | 河川法                                    |
| 創出          | 港湾環境整備計画制度 など   | 港湾法                                    |
| 歴史・<br>文化   | 歴史的風致維持向上計画 など  | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律<br>(歴史まちづくり法) |
|             | 重要文化財、文化財登録制度、<br>文化的景観（重要文化的景観）、<br>重要伝統的建造物群保存地区 など | 文化財保護法                                 |
|             | <u>歴史的建築物に対する建築基準法の適用除外</u>                           | <u>歴史的建築物の保存及び活用<br/>に関する条例（市）</u>     |
|             | 景観形成重要建造物等、<br>景観影響評価制度 など                            | 景観の形成等に関する条例<br>(県)                    |
| 緑地          | 重点緑地地区、緑地保全地域、<br>緑地協定、市民緑地認定制度、<br>地区計画 など           | 都市緑地法                                  |
| 環境          | 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度                                  | 建築物省エネ法                                |
|             | 環境影響評価制度  | 環境影響評価法                                |
|             | 環境形成区域 など   | 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県）                   |
|             | 自然緑地保護地区、景観保護地区、<br>動植物保護地区、保存樹                       | 自然保護条例（市）                              |